

質問回答

2014年9月8日

「ケニア国地方分権下におけるカウンティ保健システム・マネジメント強化プロジェクト」
 (公示日:2014年8月27日 公示番号:140690)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	【第1指示書の適用】4ページ: 第5プロポーザルに記載されるべき事項-3 業務従事予定者の経験、能力等-(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等【業務従事者:担当分野 地域保健計画】	【業務従事者:担当分野 地域保健計画】の「1) 類似業務の経験」が「保健システムマネジメントにかかる業務」となっており、業務主任者と同様の類似業務経験の記載となっているが、正しいか。	修正ありません。保健システムマネジメントに係る業務経験を記載下さい。
2	【第1指示書の適用】5ページ: 第7見積価格及び内訳書	「契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積もりをそれぞれに作成してください」に該当するとしているが、本業務の第2期以降の活動内容は第1期での現状把握・分析とケニア側カウンターパートとの協議の結果に基づいて決まるものであり、詳細見積もりを立てるための前提が定まらないが、何を根拠に見積もり計画を策定するのか。また、応札者がそれぞれ現時点で想定する活動内容に基づいて見積もりを立てた場合、前提条件(想定する第2期、第3期の活動内容)に大きなずれが生じる可能性があり、公平な競争とならないことが危惧される。	第2期、第3期の活動について、成果2に関連するCHMT向け研修実施支援及びパートナーカウンティにおけるCHMTマネジメント業務の支援業務に関しては、活動内容により見積もり計画に大きな差異が生じることが想定されることから、6.業務の内容に記載している、以下の業務にかかる費用については別見積もりとして下さい。 第2期(6)～(9)、第3期(6)～(8) なお、第2期(1)～(5)、(10)～(13)、第3期(1)～(5)、(9)～(12)は本見積もりに含めません。 カウンターパートの日当・宿泊費の第1年次はプロジェクト負担です。ケニア事務所による規定を別途メールにて配布します。2年次以

		<p>カウンターパート(カウンティ職員を含む政府職員)の日当・宿泊費等はプロジェクト負担か。その場合、ケニア事務所における条件、規定を提示いただきたい。また、各職種に係るランクも提示いただきたい。</p> <p>交通費に関しては、支払う場合の政府(および JICA)基準などあれば(燃料代による算出か、公共交通機関による上限かなど)提示いただきたい。</p> <p>カウンターパート以外のプロジェクトのローカルスタッフに支払う日当宿泊費の基準があれば提示いただきたい。また、各職種に係るランクも提示いただきたい。</p> <p>カウンティ職員を含む政府職員、ローカルスタッフに支払う交通費に関しては、支払う場合の政府(および JICA)基準などあれば(燃料代による算出か、公共交通機関による上限かなど)提示いただきたい。</p>	<p>降はケニア保健省側が予算化の上ケニア側が支払いたいとの説明を受けています。</p> <p>～ 事務所規定(別途メールにて配布)をご参照ください。事務所内規では交通費に関しては実費支給です。</p>
3	<p>【第 1 指示書の適用】6 ページ: 第 8 プレゼンテーション</p>	<p>海外からのプレゼン参加だが、スカイプによる参加は可能か。</p> <p>ISDNではなく、IP回線で JICA テレビ会議システムへの接続は可能か。</p> <p>1 名が海外、1 名が国内から参加は可能か。</p> <p>プレゼンテーションを行う者が当日業務で海外にいる場合、時差の関係上、日本時間15時以降にプレゼンテーション時間の設定は可能か。</p>	<p>及び 業務指示書に記載のとおり、ISDN回線以外からの接続による参加は不可です。</p> <p>参加者について、1 名が海外、2 名が国内からの参加は可能です。</p> <p>可能です。</p>

4	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】2 ページ 2. プロジェクトの概要-(2)プロジェクトの概要-指標及び成果・活動については第 1 期の終了前に見直すことを想定している	上位目標及びプロジェクト目標の指標に関しても第 1 期 の終了前に見直すことは可能か。	可能です。
5	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】3 ページ:2(2)4) 活動 1-2 及び 2-2	ここでは「メンタリング」は何を指しているのか。	CHMT が計画策定・問題解決のために必要とする助言・技術支援を行うことを指します。
6	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】3 ページ:2(2)4) 活動 2-3 配布資料 2「PDM」Activities-3	業務指示書ではステークホルダー会議、技術作業部会等のよい慣行自体を支援することを、PDM ではそれらの場を使ってよい慣行を奨励する、と明記されているところ、両者は書かれた内容が異なる。正確には何を意味しているのか。	PDM 上は「ステークホルダー会議、技術作業部会等の場で良い慣行を支援する」とありますが、本活動では CHMT による良い慣行自体を支援することを想定していますので、指示書記載を正として下さい。
7	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】4 ページ:2. プロジェクトの概要-(3)業務の対象地域	「ケニア全土(全 47 カウンティ)を協力対象地域とする。」とあるが、外務省の安全情報で「渡航の延期をお勧めします」以上の扱いとなっている、ガリッサ、ワジル、マンデラの 3 カウンティも他と同等の扱いとするのか。特に、第 1 期の活動の「(6)カウンティ保健行政における現状把握・分析」での現地調査において、団員が直接行くにしても、外注するにしても、安全管理に限界があることも予想される。	当該3地域については邦人立ち入りを想定しない活動のみが対象となります。
8	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】6 ページ:2. 実施方針及び留意事項(7)業務の実施体制	「Health Sector Coordinating Committee」の日本語の定訳があれば提示いただきたい。	定訳はありません。

9	<p>【第 2 業務の目的・内容に関する事項】4 ページ: 2. プロジェクトの概要-(4)相手国関係者-イ. カウンターパート機関</p> <p>同 6 ページ: 5. 実施方針及び留意事項-(5)新保健省の役割</p> <p>同 10 ページ: 6. 業務の内容-第 1 期-(2)保健省内におけるカウンティ保健マネジメント強化担当部局及びカウンティ支援の内容の特定</p>	<p>4 ページの(4)ではカウンターパート機関は「第 1 期前半中にステアリングコミッティにおいて決定する」とあり、しかし 6 ページの(5)では「案件開始時に実務担当グループを任命することが合意された。」「同オフィス(政府間調整オフィス)のスタッフが本プロジェクトの中心的なカウンターパートとなることが保健省より説明されたが、」とあり、さらに、10 ページの(2)には「保健省内においてカウンティ保健マネジメント強化の支援活動を取りまとめる部局を特定し、役割を明確化する」とある。結論として「政府間調整オフィス」がカウンターパート機関なのか。「本プロジェクトのカウンターパート機関」「政府間調整オフィス」と 10 ページで言う「カウンティ保健マネジメント強化の支援活動を取りまとめる部局」の関係について明らかにしてほしい。また、いずれの場合でもカウンターパート機関の承認にはステアリングコミッティをまたげなければならないのであれば、その時期はいつ頃を想定しているか。さらに、承認されるまでの期間、ケニア側の想定カウンターパート機関とは協働できないと想定するのか。</p>	<p>「政府間調整オフィス」が主たるカウンターパート部局になる可能性は高く、現時点では同オフィスが 10 ページの(2)「保健省内においてカウンティ保健マネジメント強化支援活動を取りまとめる部局」となると想定していますが、実務担当グループには、他の関係部局からも担当者が任命される可能性があるところ、プロジェクト開始後確認の上、できる限り早い段階でカウンターパート部局及び実務担当グループをステアリングコミッティにおいて合意下さい。</p> <p>また、ステアリングコミッティにおいて承認される前であっても、カウンターパート部局との協働は可能と考えます。</p>
10	<p>【第 2 業務の目的・内容に関する事項】6 ページ: 5. 実施方針及び留意事項-(5)新保健省の役割</p>	<p>「政府間調整オフィス(Inter-governmental Liaison Office)」に関し、「TOR は2014年7月時点で確定していない」とあるが、同オフィスの組織体制(役職名・数)及びその体制に対する人員配置の現状につきご教示願いたい。</p>	<p>政府間調整オフィスは医療サービス局長の直下組織であり、オフィス長は現在のところおかれていません。人数は5~6人です。</p>

11	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】の 7 ページ: 5. 実施方針及び留意点-(9) 他開発パートナーとの連携	「本プロジェクトではカウンティ向けの研修については他ドナーと連携の上標準化・調和化に貢献し、プロジェクトの投入規模を超えたインパクトを目指すように留意する。」とあるが、「標準化・調和化に貢献」「インパクトを目指す」ということは、プロジェクトは、他ドナーのものも含めた研修の全体的な標準化には「直接的」には責任を持たないという理解で良いか。もし「直接的」に責任を持つという場合、すでに実施中の他ドナー案件の研修内容や教材の変更などは現実的には困難と思われるが、具体的に「標準化・調和化」とはどういったイメージのものか。	保健省は CHMT 向けマネジメント研修カリキュラム・教材等の国家標準を定めたいとの考えであるところ、本プロジェクトが他ドナーとの調整を通じ、研修全体の標準化に「直接的」に責任を持つことを想定しています(12 ページ(8)参照)。他ドナー実施中の研修に関しても、配布資料(1)4.イにある通り、現在実施中の研修に関しては保健省が実際の運営を担っていることから、研修内容、教材の変更は可能であるとの考えです。また、研修の完全な一本化が困難な場合には、ドナー間による研修実施内容・地域の分担を行う可能性(=調和化)もあることから、「標準化・調和化」という表現ぶりとしています。
12	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】9 ページ: JICA によるモニタリング・評価への協力	2014 年 2 月までに開始された案件は、中間レビュー及び終了時調査を実施するとなっており、本案件は該当しないと思うが、中間レビュー及び終了時調査は従来通り実施されるのか。	本案件では中間レビュー及び終了時評価を行います。
13	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】10 ページ: 6. 業務の内容 第 1 期(2)	現在の体制については 1.(3)を参照とあるが、2.(4)相手国関係者を参照でよいか。	2.(4)に訂正します。
14	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】12 ページ: 6. 業務の内容 第 1 期(9)	5.(7)(業務の実施体制)に留意しつつとあるが、5.(8)(他開発パートナーとの連携)に留意することによいか。	5.(11)に訂正します。
15	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】12 ページ: 6. 業務の内容-第一期-(7)プロジェクト効果検証のためのベースラインの把	「指標案と評価方法については、5.(11)を踏まえ」とあるが、「5.(15)」ではないか。	5.(15)に訂正します。

	握、指標の設定		
16	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】13 ページ：第 2 期、第 3 期の活動は第 1 期の調査結果により見直す予定であるが、現時点で想定される活動は以下のとおり	第 2 期及び 3 期の活動は、プロポーザルの「業務実施の方法」において、どの程度具体的に記載する必要があるか。	想定できる範囲内で記載下さい。
17	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】13～15 ページ：6. 業務の内容 第 2 期	第 2 期で活動 1 - 4 に関連する業務内容の記載がないが、第 3 期と同様に「保健省による CHMT へのマネジメント支援」を行うという理解でよいか。	ご理解の通りです。
18	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】13 ページ：6. 業務の内容 第 2 期(3)	「技術作業部会」は、第 1 期(3)の「サブコミTEE」と同じか。	同じです。
19	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】13 ページ：(12)(活動 3-1、3-3 に関連)第 2 回全国リーダーシップ・マネジメント・ガバナンス会議の開催支援	既に 2014 年 7 月に、開催準備のための National Organizing Committee が立ち上がっているが、本プロジェクトも同委員会に関わることになるのか。また、資金的な支援も求められているのか。	プロジェクトは同委員会に関与します。資金的支援についても想定していますので、100 万円として積算下さい。
20	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】14 ページ：(4)(活動 1-2 に関連)	5.(6)(UHC に対する取組およびプログラム)の動きに留意しながら・・・とあるが、5.(8)(他開発パートナー)の動きに留意することか。	5.(11)に訂正します。
21	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】14 ページ：(8)(活動 2-2 に関連)WHO/世界銀行など他パ	本プロジェクトは、他パートナーと協力しながら、カリキュラムを開発し、全権 CHMT を対象に研修実施を支援する、とあるが、本プロジェクトが全	No. 2 の回答を参照下さい。

	<p>ートナーと協力し、全カウンティの CHMT を対象とした研修実施を支援</p> <p>指示書補足資料 4 ページ:(ア世銀)本プロジェクトの支援により標準化されたカリキュラムを世銀側研修予算を活用して実施することも可能との見解を得ている。</p>	<p>CHMT に対する研修の予算を全額負担するように見積もればいいのか。各 CHMT の対象人数、期間も、コンサルタント側の提案によって、見積金額を算出しなければならないのか。それとも世銀の研修予算を見込んで、研修費用を積算しないという選択肢は、コンサルタント側の裁量に委ねられているのか。全CHMTの全員、WHOの研修モジュールの日程で研修予算を見積もると、かなり膨大な金額になることが見込まれ、価格競争になった時に、価格点の差がかなり出てしまうことが懸念される。</p>	
22	<p>【第 2 業務の目的・内容に関する事項】14 ページ:(9)(活動 2-3 に関連)パートナーカウンティにおける CHMT マネジメント業務の支援</p>	<p>「CHMT によるサブカウンティ、施設に対するマネジメント研修及びサポータティブスーパービジョンの実施を支援する」とあるが、この「支援」には経費の支援も含まれるか。</p>	<p>現時点では経費支援は想定しません(回答 31 も参照のこと)。</p>
23	<p>【第 2 業務の目的・内容に関する事項】15 ページ:(12)保健省担当部局、CHMT マネジメント能力評価及び第三者による CHMT 機能評価の実施</p>	<p>「評価及びを年に1回程度」とあるが、「及び」と「を」の間の文字が抜けていると思われる。正しい文章を提示いただきたい。</p>	<p>「及び」を削除下さい。</p>
24	<p>【第 2 業務の目的・内容に関する事項】16 ページ:(7)(活動 2-2 に関連)CHMT 向け保健システムマネジメント研修の実施(継続)</p>	<p>末尾に「全カウンティの CHMT を対象とした研修を実施する。」とあるが、第 2 期(9)では「実施を支援する」とある。第 2 期と第 3 期では、研修の位置付けが異なるのか。それとも第 2 期、第 3 期とも「実施を支援する」という意味か。</p>	<p>「研修実施を支援する」に訂正します。</p>

25	【第 2 業務の目的・内容に関する事項】20 ページ:7. 成果品等-(2) 技術協力成果品 / 技術協力成果資料	第 1 期で、成果・活動を見直すことにより、技術協力成果品/技術協力成果資料が変更される可能性があると考えるが、その理解でよいか。	ご理解のとおりです。
26	【第 3 業務実施上の条件】21 ページ:4. 配布資料『詳細計画策定調査 現地調査報告(2013 年 11 月 25 日)』の別添資料	別添資料をご共有頂きたい。	添付します。
27	【第 3 業務実施上の条件】22 ページ:7. その他留意事項(2) 供与機材調達	プロジェクト事務所は、CP 機関と想定されている Inter-governmental Liaison Office の中に置かれるのか。 プロジェクト事務所のインターネット環境はどのようなものか。 プロジェクト事務所は何名程度執務できる広さか。 PC5 台は専門家用と考えてよいか。	保健省内ですが、Inter-governmental Liaison Office 中ではありません。 保健省内 LAN がありますが、不安定であるため、Wifi 契約経費を積算下さい。 8 名以上執務できるオフィスを依頼中です。 ローカルスタッフ、秘書等用を想定しています。
28	【第 3 業務実施上の条件】22 ページ:7. その他留意事項(2) 供与機材調達	四駆車が貸与されるとのことだが、燃料はディーゼル、ペトロールどちらか。また、車両保険料はプロジェクト負担という理解でよいか、その場合車体価格を提示いただきたい。	TOYOTA LAND CRUISER PRADO を想定しており、燃料はディーゼルです。車両保険はプロジェクト負担、車体価格は約 500 万 Ksh の予定です。
29	【第 3 業務実施上の条件】22 ページ:7. その他留意事項(2) 供与機材調達	供与機材調達にて調達予定機材の記載があるが、これらに係わる消耗品、メンテナンス費用については、プロジェクト負担という理解でよいか。機種によって購入する消耗品の種類等が変わるため、機種を提示いただきたい。	ご理解の通りですが、機種は未定のため、一般的な仕様の機器を想定し、消耗品・メンテナンス費用を積算下さい。

30	<p>用語の確認 【第2業務の目的・内容に関する事項】</p> <p>3・11 ページ: 政府間保健委員会</p> <p>4 ページ: 政府間調整課(事務局)</p> <p>6 ページ: 政府間調整オフィス (Inter-governmental Liaison Office)</p> <p>11 ページ: カウンティ間調整オフィス</p> <p>13・15・16 ページ: 政府間保健調整委員会</p> <p>指示書補足資料1 ページ: 政府間保健フォーラム (Inter Governmental Forum for Health)</p> <p>6 ページ: 5.業務実施方針及び留意事項-(5)新保健省の役割「実務担当グループ」</p>	<p>似たような組織の名前が散見されるため、確認させていただきたい。</p> <p>左記の用語から、・ ・ ・ が同じ組織、・ ・ ・ が同じ組織、・ ・ ・ は別組織、と3つの組織があると理解してよいか。</p> <p>また、・ ・ ・ と他の名称との違いを説明いただきたい。</p>	<p>ご理解のとおりです。・ ・ ・とは異なり、プロジェクトの実質のカウンターパートグループを意味します。指示書にある通り、・ ・ ・がプロジェクトの中心的なカウンターパートとなるとの説明が一旦あったものの、・ ・ ・以外の部局スタッフがプロジェクトカウンターパートの一員となることがあり得ます。</p> <p>なお、・ ・ ・はPDM,R/D上の標記と合わせ、Inter-governmental Health Committee (政府間保健委員会)に、・ ・ ・はInter-governmental Liaison Office (政府間調整オフィス)に統一下さい。</p>
31	配布資料2「PDM」Activities 2-2	ここでは「TOT」は何を指しているのか。	CHMT 向け保健システムマネジメント研修のことを指します。PDM上TOTとしたのは、CHMTがサブCHMT、保健施設向けに研修実施を行う可能性を想定したためです(サブCHMT以下向けの研修実施に対するプロジェクトの直接支援は現

			時点では想定していません)。No.22の回答も参照下さい。
32	配布資料2「PDM」Inputs 内の Local Costs 1	コストシェアリングの内容と金額について、既に想定されているものがあれば、提示いただきたい。	第2期以降のカウンターパートの日当・宿泊費を想定しています。

以上



ケニア共和国 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ支援

<背景>

- ・**問題**：不十分な保健財源(国家支出のうち5%)、脆弱な公的医療保障制度・プライマリ医療供給体制、顕在化する地域間、社会階層間の健康指標格差。地方分権下でのユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進。
- ・**借入国の政策**：ケニア政府はUHC達成に向け、一次保健施設及びコミュニティを中心とする基礎的サービス提供能力の拡充、産科サービスの無償化や公的健康保険基金の改革による医療保障の拡大を推進・構想中。これにより、今後数年間は大幅な資金ギャップが生じる見込み。

日本の支援

財政支援
(円借款)

ケニア国政府

借款

世界銀行

UHC達成に向けた政策の実施に必要な財源に対し資金援助を行う

政策マトリクス(※政策借款の場合)

- ・借款ディスパースのトリガーとして、上記政策の実施を支援
- ・日本の技術協力のボトルネックの解消をマトリクスに入れることで、技術協力・資金協力のシナジーを実現

保健財政専門家

- ・保健財政、UHC関連政策立案のアドバイス
- ・政策マトリクス作成・モニタリングを支援

技術協力プロジェクト 「地方分権下におけるカウンティ保健システム マネジメント強化プロジェクト」

- ・先行案件「ニヤンザ州保健マネジメント強化プロジェクト」の成果を全国展開
→カウンティ保健行政官・組織のマネジメント能力によるサービスデリバリー強化、保健サービスの利用増加によりUHCに貢献
- ・中央政府、カウンティ政府から保健医療施設までを対象とする多層的アプローチ

HSSF 保健セクター・サービス基金

NHIF 国家病院保険基金

一次医療供給体制強化



- ・体制、施設・設備が脆弱なプライマリ医療施設への予算補助。
- ・サービスの質の高い施設へ優先的に補助することによる各施設へのサービス向上のインセンティブ付与

産科サービス無償化



- ・産科サービスの無償化に必要な財源を補助。

公的医療保険の貧困層への拡大



- ・貧困層への公的医療保険の拡大のための必要な財源を補助。

適切な保健サービスを、すべての人が支払い可能な費用で受けられる
Universal Health Coverageの推進

- ・他ドナー、日本支援他スキームとの連携：UHC・保健財政は、ケニア保健開発の大きな潮流となっており、現段階において日本が資金・技術協力両面を投入することは、ケニア保健セクターにおける政策的プレゼンスの向上につながる。
- ・現在は、資金協力に関しては世界銀行との協調融資につき、協議を進めている。また、保健財政政策アドバイザー派遣を派遣済であり(2013年9月～)、技術協力による全国的な保健マネジメント向上支援を開始予定。